

第19回科学技術部会	資料
平成16年4月14日	3

独立行政法人医薬基盤研究所法案について

独立行政法人医薬基盤研究所法案について

医薬品等の開発に資する基盤的研究、生物資源の研究等とともに、医薬品技術等の研究開発振興を一体的に行う独立行政法人医薬基盤研究所を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等を定める。

1 概要

(1) 法人の名称 独立行政法人医薬基盤研究所（以下「研究所」という。）

(2) 法人の目的及び業務

医薬品等の開発に資する基盤的研究、生物資源の研究等を行うとともに、医薬品技術等の研究開発を振興することにより、医薬品技術等の向上のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上を図る。

(3) 役職員の身分 非公務員とする。ただし、役職員に秘密保持義務を課し、刑法等の適用については公務に従事する者とみなす。

(4) 事務所 主たる事務所を大阪府に置く（従たる事務所として、つくば市等の既存施設を予定）。

(5) 経過措置

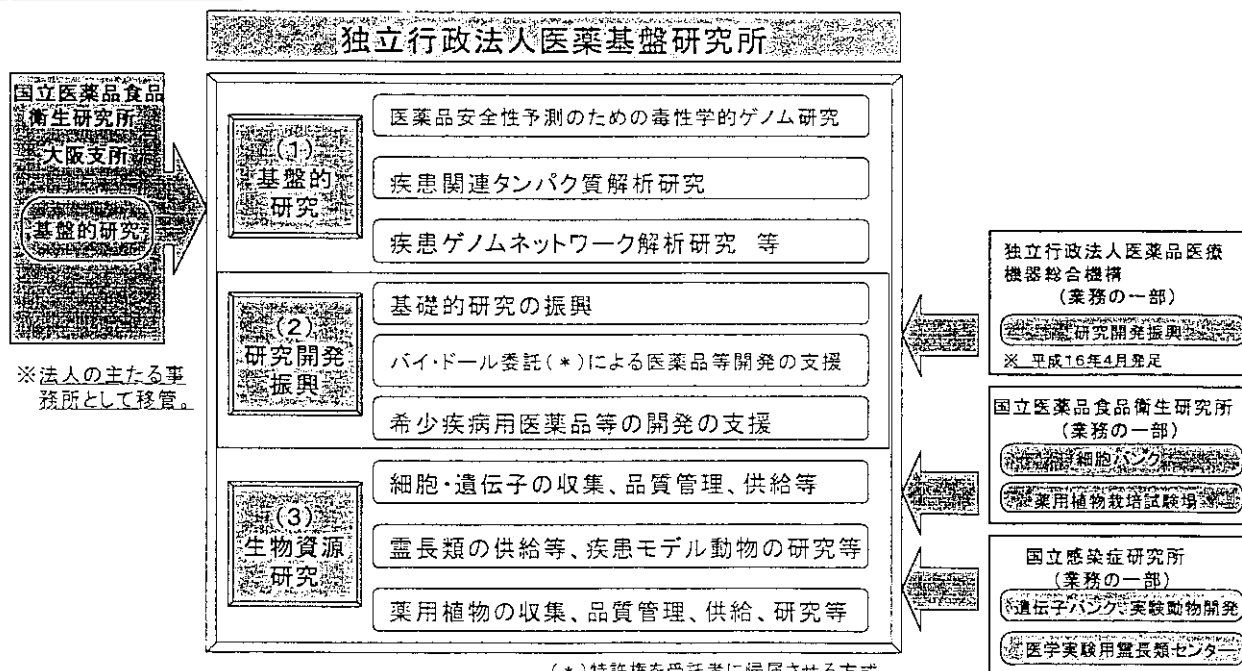
国立医薬品食品衛生研究所、国立感染症研究所及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構から移管する業務に関し、それぞれの権利義務を承継する。

(6) 関係法律の一部改正

独立行政法人医薬品医療機器総合機構から研究開発振興業務を分離するために必要な規定等を整備する。

(7) 施行期日 公布日（一部については、研究所の設立予定日である平成17年4月1日。）

2 研究所の概要



国立試験研究機関重点整備・再構築の変遷（平成7年度以降）

